

令和 4 年 9 月 30 日
建築局 建築企画課

横浜市「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に関する要綱の一部改正について

1 趣旨

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 48 号。以下「整備法」という。）が令和 3 年 5 月 28 日に公布され、そのうち長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部を改正する規定が令和 4 年 10 月 1 日に施行されます。これにより、建築行為を伴わない既存住宅を長期優良住宅として認定することが可能となり、当該認定申請に際して必要な図書に関する規定の整理が必要となるため、横浜市「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に関する要綱の一部改正を行います。

2 改正する要綱

横浜市「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に関する要綱

3 改正概要

建築行為を伴わない既存住宅を長期優良住宅として認定する場合、居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に適合していることがわかる図書を添付することにより、地区計画等の各種手続の協議書や届出書の写し等に代えることができる改正を行います。

4 意見公募手続

建築行為を伴わない既存住宅の認定が新設されることによる当然必要な規定の整理であるため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第 5 条第 4 項第 8 号アに該当し、意見公募手続は行いませんでした。

5 公布日

令和 4 年 10 月 1 日

6 施行日

令和 4 年 10 月 1 日